六日町駅前通商店街及び周辺地域の賑わい創出事業
業務委託公募型プロポーザル実施要領

令和８年９月
南魚沼市

１　業務名

六日町駅前通商店街及び周辺地域の賑わい創出事業

２　目的

六日町駅前通商店街及び直江兼続公伝世館周辺において、イルミネーションやかまくら等を活用した景観演出、イベントの実施及びモデルコースの造成を行うことで、回遊性の向上及び滞在時間の延長を図り、観光客の誘客及び地元住民の交流を促進し、新たな目的地及び地域の風物詩を創出することを目的とする。

３　業務の実施期間

契約締結の日から令和９年３月 31 日まで

４　委託料の上限額

２３，４３０，０００円（消費税及び地方消費税含む。）

（事業別の内訳）

（１）六日町駅前通商店街イルミネーション事業

ア　イルミネーションデザイン・企画・設置費	5,500,000 円
イ　イルミネーション点灯期間のイベントの企画・運営費	1,430,000 円

（２）直江兼続公伝世館及び銭淵公園誘客事業

ア　かまくら設置運営費	5,500,000 円
イ　イルミネーション企画・設置費	9,900,000 円
ウ　モデルコース造成	1,100,000 円

５　委託業務内容

別紙「六日町駅前通商店街及び周辺地域の賑わい創出事業業務委託仕様書」のとおり

６　プロポーザルの参加基準

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる基準を全て満たす者とする。

（１）本プロポーザルの実施年度において、南魚沼市建設コンサルタント等業務の入札参加資格を有する者。なお、資格を有していない者は、参加申込期限までに入札参加資格審査の申請手続きを行うこと

（２）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の４の規定に該当しない者

（３）参加申込書提出日から契約締結の間において、南魚沼市及び新潟県からの指名停止措置を受けている期間がない者

（４）会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定により再生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く

（５）南魚沼市暴力団排除条例（平成 24 年南魚沼市条例第２号）第２条第１号及び第２号の規定に該当しない者

７ スケジュール及び企画提案等の提出先

（１）スケジュール

項目	日程等
実施要領公表	令和８年９月 28 日（月）
参加申込書･質問書の受付	令和８年 10 月９日（金）午後４時まで
質問に対する回答	令和８年 10 月 13 日（火）午後４時まで
企画提案書の受付期限	令和８年 10 月 22 日（木）午後４時
契約候補者の決定	令和８年 10 月 29 日（木）予定
契約締結	契約候補者との協議終了後

（２）参加申込書及び企画提案書の提出先及び問合せ先

ア　参加申込書及び企画提案書の提出先	〒949-6696　新潟県南魚沼市六日町180番地1 南魚沼市役所　財政課　契約検査班 TEL:025-773-6671　FAX：025-772-3055 E-mail：keiyaku@city.minamiuonuma.lg.jp
イ　実施要領及び仕様等の問合せ先	〒949-6696　新潟県南魚沼市六日町 180 番地 1 南魚沼市役所　南魚沼ブランド局　シティプロモーション課 TEL:025-775-7021　FAX：025-775-7026 E-mail：promo@city.minamiuonuma.lg.jp

８　参加申込書並びに質問の受付及び回答

（１）参加を希望する事業者は、次の参加申込書類を提出すること。

・提出書類：様式第１号（参加申込書）
　　様式第２号（会社概要）

・提出部数：１部

・受付期間：「７（１）スケジュール」に記載のとおり

・提出方法：「７（２）参加申込書及び企画提案書の提出先及び問合せ先　ア」へ持参又は郵送（郵送の場合は、書留郵便等の配達の記録が残る方法で行い、郵便事故

等は提出者のリスク負担とし、異議を申し立てることはできない。以下同じ。）により提出すること

（２）質問の受付

質問の提出は参加予定の事業者が行い、下記のとおりとする。

・提出様式：様式第３号（質問票）

・受付期間：「７（１）スケジュール」に記載のとおり

・提出方法：「７（２）参加申込書及び企画提案書の提出先及び問合せ先　イ」へ電子メールにて提出すること

（３）質問に対する回答

参加申込書等を提出した全ての事業者に対し、質問事項及びその回答を電子メールで回答する。回答は本要領及び仕様書と一体のものとして効力を有する。なお、電話及び口頭等による個別対応は行わない。

９　企画提案書作成要領

（１）企画提案書は、A4 版 15 ページ以内で作成すること

（２）企画提案に関する説明書は、A4 版２ページ以内で作成すること

（３）仕様書に沿って企画提案を作成すること

（４）仕様書に示す本市の要求事項に固執することなく、企画提案者の知識、経験等を活用し、留意事項、指摘事項等を示すなど、当該業務が本市の要求事項以上に最大限の成果を上げるための企画提案を行うこと

10　企画提案書の受付

企画提案者は、下記により必要書類を提出すること

・受付期間：「７（１）スケジュール」に記載のとおり

・提出方法：「７（２）参加申込書及び企画提案書の提出先及び問合せ先　ア」へ持参又は郵送により提出すること

・提出書類：下表「応募に関する提出書類一覧表」に掲げる書類

・提出部数：下表「応募に関する提出書類一覧表」に掲げる部数

・応募に関する提出書類一覧表

書類名	提出部数
①様式第４号「企画提案書提出届」	７部
②任意様式「企画提案書」	７部
③任意様式「企画提案に関する説明書」	７部
④任意様式「見積書及び見積内訳書」	７部
⑤様式第５号「業務実施予定体制」	７部

11　留意事項

（１）提出後の差替え及び追加・削除は認めない

（２）市が必要と認めるときには追加資料の提出を求めることがある

（３）企画提案書に記載する提案は１者につき１案とする

（４）第三者の特許権、著作権、商標権、実用新案権その他の排他的権利の対象となっている方法を使用するときは、参加者がその費用負担及び使用交渉の一切を行うこと

12　参加辞退

参加申込書の提出後又は企画提案書の提出後、都合により参加を辞退することになった場合は、速やかに様式第６号「参加辞退届」を「７（２）参加申込書及び企画提案書の提出先及び問合せ先　ア」に持参又は郵送にて提出しなければならない。

13　選定方法

企画提案書等の書類審査のみとし、プレゼンテーション審査は実施しない。ただし、必要に応じて提案内容に関するヒアリングを実施する場合がある。

提出された企画提案書等を、本公募型プロポーザル選定委員会（以下、「委員会」という。）が、「14　選考審査基準項目」で示す評価基準に基づいて評価を行い、得点の高い順に順位を付ける。最上位の者を契約候補者とし、次順位の者を次点候補者とする。最高得点の参加者が２者以上いる場合は、「14　選考審査基準項目」による審査項目のうち企画提案力及びイベント企画力の合計得点の高い者を上位とし、同項目の得点が同じ場合は見積金額が最も安価な者を上位とする。

参加者が１者の場合は、委員会による前記審査を行い、契約の目的を達成できると判断したときは、契約候補者として選定する。また、契約候補者との契約締結に至らなかった場合には次点候補者を契約候補者とする。契約締結に至らない限り、先述の内容を繰り返し行う。

全ての企画提案について、契約の目的を達成できないと判断した場合は、契約候補者を選定しない。

14　選考審査基準項目

審査項目	評価基準	配点
業務遂行力	・　事業を適正に履行できる専門技術及び経営規模を有しているか	5/100
	・　事業を適正に履行できる実施体制（人員、スケジュール等）が具体的に提案されているか	5/100
企画提案力	・　南魚沼市が持つ独自性をアピールできるデザインで、六日町駅前通商店街及び銭淵公園の周遊性及び滞在時間の延	15/100

	長が期待できる内容となっているか	
	・　ＳＮＳ等で拡散したくなるようなスポットを提案できているか	15/100
	・　次年度以降の継続実施に向けたコスト削減の工夫が提案されているか	15/100
イベント企画力	・　イルミネーションと一体となったイベントを企画し、誘客や滞在時間の延長が期待できる内容となっているか	15/100
現地作業・維持管理	・　現地作業時、歩行者への安全面やいたずら等の対応方法について検討されているか	5/100
	・　点灯期間中のメンテナンスや管理等の体制が整っているか	5/100
	・　資材調達その他必要な業務については、地域経済への波及効果に配慮し、南魚沼市内事業者の活用に努めているか	15/100
見積額	・　委託料の上限額（23,430,000円）から見積額が2.5%（585,750円）低く設定されているごとに１点加点（最高５点・最低０点）	5/100

15　選考結果

選考結果をメールにより本プロポーザル審査の参加者全員に通知する。

16　契約締結事務

本プロポーザルは、本業務委託の履行に最も適した契約の相手方を選定するものであることから、具体的な業務は企画提案書等に記載された内容を反映しつつも、市との協議に基づいて実施するため、経費縮減及び機能向上を図るために協議を行う。当該協議の成立後に契約を締結する。

（１）仕様等の確定

契約候補者の選定をもって、その企画提案書等の全内容を承認するものではない。協議により企画提案書の項目の変更、追加及び削除を行った上で本契約の仕様に反映させる。また、当該協議が整わない場合で、次順位者が契約候補者となったときも同様とする。

（２）契約金額の確定

契約金額は、原則として企画提案時に提出した見積額を超えないこと。

（３）契約保証金

契約保証金は免除する。

17　提出書類の取扱い

（１）参加申込書、企画提案書等は、返却しない
（２）企画提案書等は、本プロポーザルの審査以外には使用しない
（３）提出書類の著作権は、提案者に帰属する。ただし、契約候補者に選定された者が作成した企画提案書等の書類は、市が必要と認めるときには、市は、契約候補者にあらかじめ通知することによりその一部又は全部を無償で使用することができる

18　情報公開

（１）市は提出された企画提案書等について、南魚沼市情報公開条例（平成 16 年南魚沼市条例第 14 号）の規定による請求に基づき、第三者に開示できる。ただし、事業を営む上で、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となる場合がある。
（２）次に掲げる事項を、南魚沼市公式ウェブサイト等で公表する。
　ア　業務名
　イ　選定した契約候補者の名称
　ウ　担当課の名称

19　費用負担

企画提案書等の作成及び提出、その他本プロポーザルの参加に係る必要な経費は、全て参加者の負担とする。

また、緊急やむを得ない理由等により、本プロポーザルを実施できないときは、延期又は中止する。この場合、本プロポーザルに要した費用は市に請求できない。

20　失格事項

本プロポーザルの提案者又は提出された企画提案書等が、次のいずれかに該当する場合は、その提案を失格とする。

（１）参加基準を満たしていない場合
（２）提出書類に虚偽の記載があった場合
（３）実施要領等で示された、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない場合
（４）見積書の金額が、委託料の上限額を超えた場合
（５）企画提案書等の作成にあたり、第三者の特許権、著作権、商標権、実用新案権その他の排他的権利を侵害した場合
（６）委員会の委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合
（７）他の提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行った場合
（８）その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

21　その他

（1）本プロポーザルにより知り得た情報を第三者に漏洩してはならない。

（2）企画提案書等に記載した配置予定の業務担当者は、原則として変更できない。ただし、病休、死亡、退職等やむを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上の業務担当者であるとの南魚沼市の了承を得なければならない。

（3）審査等に対して、異議申し立てはできない。選考方法、選考内容についての問合せにも、原則として応じない。

（4）電子メール等の通信事故について、市はいかなる責任も負わない。

（5）契約に関する全ては、南魚沼市財務規則（平成 19 年 3 月 30 日規則第 4 号）及び南魚沼市委託契約約款（平成 21 年 1 月 30 日告示第 8 号）及び市の指示による。